

検討に当たっての基本的な考え方（案）

(1) 自然環境保全のあり方

①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせたゾーニング図を作成し、ゾーン毎に樹木管理のスタンスを設定する。

・ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。

【ゾーニングⅠ】地面にある対象物で分類したゾーン

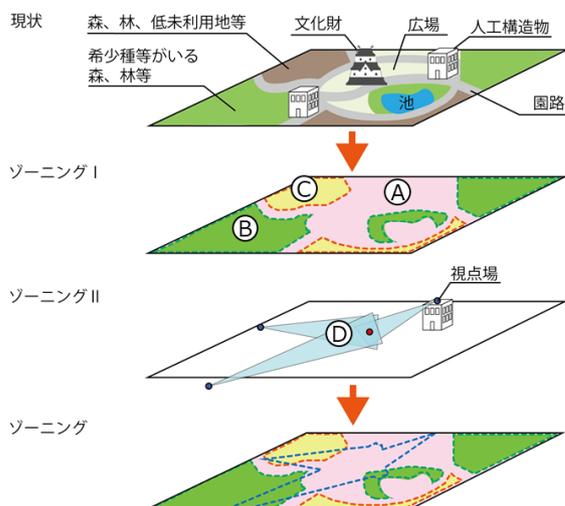
区分	対象物	樹木管理のスタンス
A 施設ゾーン	・文化財、園路、広場や池を含む人工構造物ゾーン	・施設の機能維持を優先し、施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B 保全ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・希少種等の生息環境に配慮した樹木管理を行う。
C A・B以外のゾーン	・森、林、低未利用地等	・最低限の樹木管理を行う。

【ゾーニングⅡ】眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理のスタンス
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】(明石) 櫓、石垣 (播磨) ファンタジーロード (赤穂) 瀬戸内海	・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

※「D 眺望ゾーン」の設定に当たっては、シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮すること。

【ゾーニングのイメージ】



凡例	
 A 施設ゾーン	 B 保全ゾーン
 C A・B以外のゾーン	 D 眺望ゾーン

②実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定

- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

区分	樹木管理の内容
日常の維持管理	施設の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
特別な維持管理	主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等
緊急かつ危険な場合	台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

【合意形成のルール設定例】

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明

③公園管理に関する情報発信のルール設定

工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、HP 等による周知等）を設定する。

【情報発信のルール設定例】

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
ホームページによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ 工事実施後速やかに
SNS による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ 工事実施後速やかに
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の実施	—	○ (2ヶ月前)	—

④公園管理に県民が参画するための取組みの実施

各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

【利用者参画の例】

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）